

高津区市民活動見本市実行委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 市民活動の活性化を図ることを目的として、高津区役所と市民活動団体が協働連携して開催する高津区市民活動見本市（以下「見本市」という。）について、高津区市民活動見本市実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 所掌事項は、次に定めるものとする。

- (1) 見本市の企画及び運営に関すること
- (2) 見本市の広報に関すること
- (3) その他、見本市の実施のために必要なこと

(組織)

第3条 実行委員会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 参加する市民活動団体から選出された者
- (2) その他、特に区長が認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 実行委員会には、委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、実行委員会を代表し、会議を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 実行委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第6条 実行委員会の事務局は、高津区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会と協議のうえ、区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。